

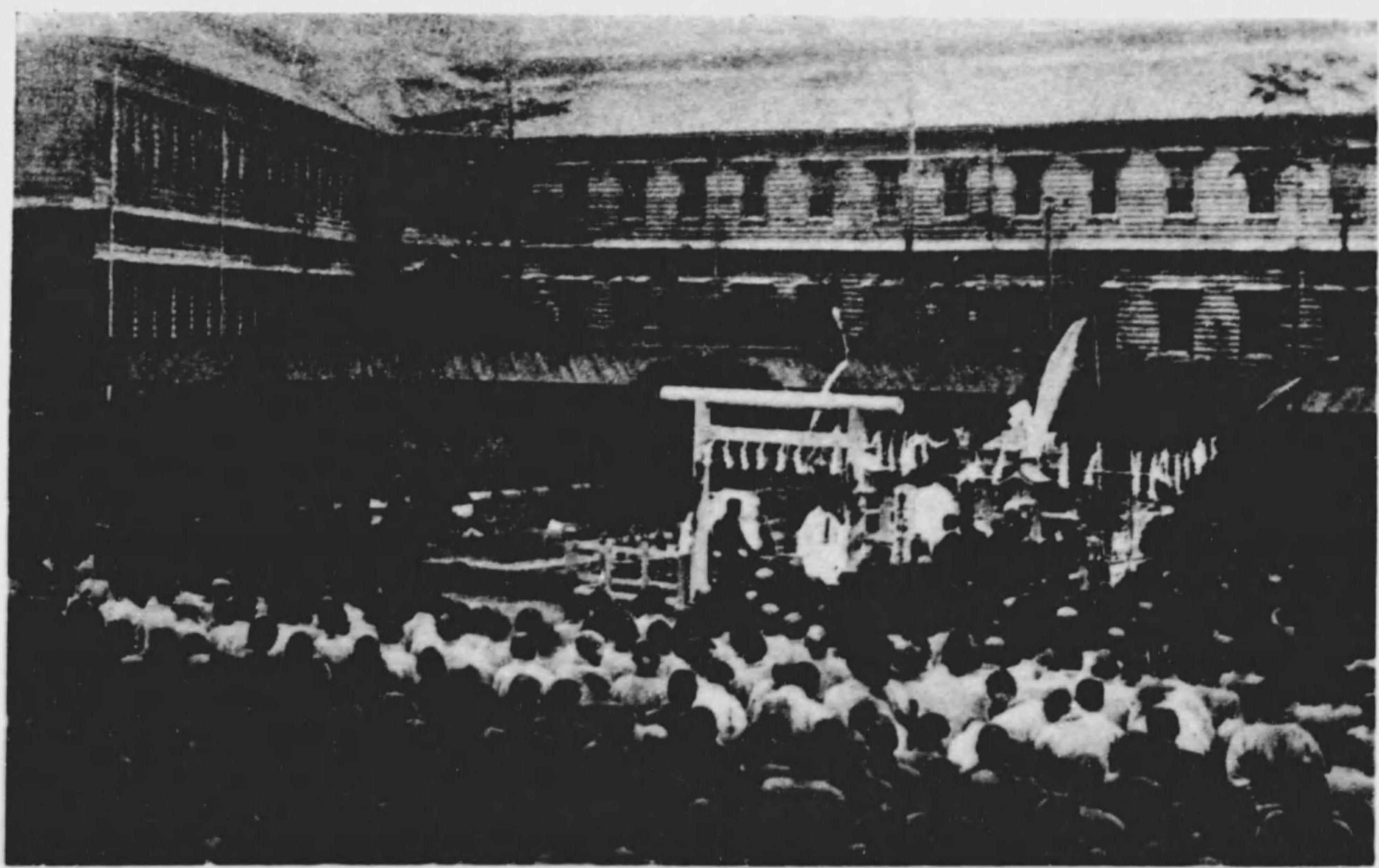
司法權の
獨立

ナルモノアリ」と仰せられてある。叡慮の程はまことに畏く、裁判所の使命も亦重しといはなければならぬ。

公平無私は裁判の生命である。されば憲法に於ては、裁判所は何人の干渉をも受けず、一切の權勢・情實を排し、不羈獨立の精神を以て、公正な裁判を行ふことを期してゐる。これが司法權の獨立である。司法は性質上主として法律に準據するものであるが、個個の裁判に關しては、議會と雖もこれに容喙することが出來ず、政府も裁判に就いては指揮することを許されない。國民も亦裁判に干預する請願をなすことを許されない。裁判所の構成と裁判官即ち判事の資格とが法律を以て定められ、判事の職は刑法の宣告又は懲戒の處分による外は免ぜられないことが保障せられ、又對審判決が原則として公開せられるのは、皆司法權の獨立を期する憲法の用意である。



院 訴 控 京 東 方 地 事 刑 京 東
所 判 裁



式 拜 遙 內 所 務 刑

明治二十四年大津市(當時町)に於て、巡査津田某、露國を憎むの情に驅られて、來朝の露國皇太子の暗殺を企てた事件が起つた。當時の刑法を嚴正に解すれば、殺人未遂は無期刑を以て極刑とするのであるが、政府は露國の威勢を怖れ、彼の怒を緩和するため、該事件を皇室に對す

立を守るのはこの秋

る罪として断じ、犯

人を死刑に處する

やう裁判所に干渉

を試みた。然るに

時の大審院長兒島

惟謙始め司法部の

人々は、司法權の獨

を怖れてゐた情勢のもとに、よくその信念を守つて節を屈しなかつたことは、まことに賞讃に値することで、司法權獨立の歴史に輝かしい先例を遺したものである。



大審院長兒島惟謙

兒島 惟謙
遂に大審院は正しい解釋に従つて判決を下した。當時國力が未だ充實せず、政府・民衆共にひたすら露國

裁判所
司法に携る機關を司法裁判所といひ、通常裁判所と特別裁判所とに大別せられる。

通常裁判所は特に除外せられてゐるもののみの外、すべて民事・刑事の裁判を掌り、區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院の四種に分たれる。區裁判所の裁判は單獨の判事がこれを行ひ、地方裁判所・控訴院は各三人、大審院は五人の判事の合議を以て裁判を行ふ。この四種の裁判所を原則として三審級に配し、事件の軽いものは區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を終審とする。先づ第一審を経、これに不服の者は控訴し、控訴審即ち第二審に不服の者は大審院に上告することが出来る。かく三審制を採つた所以は、裁判を慎重にし、法の解釋を統一するためである。

右の外、大審院では衆議院議員選舉の效力等に關する訴を取扱

ひ、區裁判所では登記等の非訟事件を取扱ふ。登記は不動産の所有権等を登記簿に記載することで、それらの権利の移動を公示する効のあるものである。

特別裁判所は特別の人に關し、又は特定の土地に於て起つた民事又は刑事の裁判を行ふ裁判所で、陸軍軍法會議・海軍軍法會議・朝鮮・臺灣・關東州・南洋群島に於ける裁判所の如きがこれである。

裁判は公平なることを要するので、先入の豫見を避けなければならぬ。それ故、裁判所は訴を待つて始めて裁判する。民事に於ては訴へる者も私人であるのが常であるが、刑事にあつては、犯罪を捜査してこれを裁判所に訴へる者は検事である。検事の任務を行ふ官署はこれを檢事局といひ、各裁判所に附置せられてゐるが、裁判所の一部ではない。檢事は司法大臣の指揮監督のもとに裁判所と獨立にその任務を遂行するものであつて、判事の裁判

檢事局

辯護士

事務に干渉することは出來ない。檢事は、刑事に就いて公訴を提起し、その取扱上必要な手續をなし、法律の正當な適用を請求し、判決の適當に執行せられるか否かを監視するのがその主な職務である。即ち公益の代表者として嚴正な態度を以て社會防衛に任ずるとともに、温情を籠めて過てる者を善導するのを天職とする。

裁判の正確を期するためには、更に訴へる者即ち原告と、訴へられる者即ち被告とが對等にその正當な主張を述べることが必要である。然るに公訴を提起する檢事は、判事と同様の資格によつて任命せられた者であるが、刑事事件では被告人、民事事件では原告・被告の兩當事者は、いづれも法律に通じないのが常であるから、刑事案件では被告人のために辯護人を附することを認め、民事事件では当事者が訴訟代理人によつて裁判上の行爲をなすことを認めてゐる。しかして辯護人及び訴訟代理人は原則として辯護

士たることを要する。辯護士は辯護士法の定める資格を備へた者で、当事者の委嘱又は官廳の選任によつて、あらゆる法律事務を行ふことを職務とする。その天職とするところは正義に與し弱者を助けるにあつて、判事・検事とともに司法權の威信を保ち、仁慈の大御心に副ひ奉るのがその本領である。

訴訟

第二節 民事・刑事の訴訟

裁判は訴の結末である。訴に伴なつて生ずる手續の總體を訴訟といふ。裁判に民事・刑事の別があるので、訴訟も民事・刑事に分たれる。訴訟の起原は極めて古いが、それが完備したのは後世のことである。往昔は各人その私力を以て他の侵害を排除することが默認せられてゐたが、漸く裁判制度の整ふに及び、必ず官に訴へて救濟を求むべきこととなつた。

民事訴訟

民事訴訟は私權の保護を實現する手續である。例へば土地明渡の訴、債務履行請求の訴の如き、又不法行為に因る損害賠償請求の訴の如きがこれである。離婚等人事に關するものは別に人事訴訟と稱してゐるが、性質上は民事訴訟に屬する。民事訴訟は訴に始り、裁判を経て強制執行に終る。訴の提起があつたときは、原告の主張、被告の答辯等を聽き、證據を取調べ、審理の結果判決を言渡す。第一審の判決に不服なときは、逐次控訴・上告をなすことが出来る。所定の期間に控訴・上告をしないとき、又は終審の判決があつたときは判決は確定し、これに基づいて強制執行をなすことが出來る。強制執行は債務者の財産を差押へて競賣するなどの方法で、私權を實現する最後の手段である。固より合法的のものであるが、これを受ける者の窮状を顧みずに行ふことは人情に反するので、法律も差押へる物件に制限を加へてゐる。例へば債務

者及びその家族のため缺くことの出来ない衣服・家具類、當座の食料、學校用書籍等を差押へることは許されない。我等はこゝにも法に涙ある一例を知ることが出来る。

かやうに民事訴訟は私権保護の實現を期してゐるものであるが、道義を無視してこれを濫用し、權利の主張のみを事とするが如きは堅く戒むべきで、健訟・濫訴の風はこれを排斥しなければならない。すべて複雑な社會に於ては、法律に定めてある形式が必ずしも實情に合し、延いては法律の眞意に副ふものとは限らない。訴訟は最後の手段であつて、常に協調の精神を保つことが望ましい。誠實と互讓とは協同生活の鍵である。これ訴訟と並んで調停・和解・仲裁等の手續が定められてゐる所以である。

刑事訴訟は犯罪の搜査・審理及び科刑の手續である。元來國家・社會を害する行爲を犯罪として、これに刑罰を科するのは人類の

刑事訴訟

自然に有する應報の性情に根ざすものではあるが、今日の刑法の目的とするところは、かやうな感情を満たすためではなく、犯罪者を改過遷善せしめ、これを救ふとともに、國家・社會をその被害から免れしめるにあつて、刑罰は著しく教育的性質を帶びてゐる。ただ眞に已むを得ない惡性の犯罪に對しては、これを社會から永久に隔離する方法を探るが、嚴罰は決して法の望むところではない。犯人の動機・心情如何を考慮し、起訴猶豫・執行猶豫・情狀酌量等の寛典に處する道も存するのである。しかし徒らに人情にのみ囚はれて嚴正の態度を失ふならば、社會防衛の實を擧げることが出来ない。刑事訴訟の運用には情理兼ね備はることが必要である。

刑事訴訟は檢事の公訴提起によつて始る。被害者たる個人は直接起訴することは出來ないが、檢事又はその下にある司法警察官に告訴して、公訴の提起を促すことを得、又被害者でない第三者

も犯罪事實を告發することが出来る。檢事は告訴・告發その他の事由によつて犯罪のあることを認知したときは捜査の上起訴するのであるが、犯人の性格・年齢及び境遇並びに犯罪の情狀等につて、起訴猶豫の處分をなすことも出来る。公訴の提起は、事件の難易により豫審又は公判を請求することによつてこれをなす。豫審は公判に付すべきか否かを決するための取調であつて、被告事件が罪とならないか、又は犯罪の嫌疑がないときは免訴する。嫌疑があるときは公判に付し、審理の結果犯罪と認めるときは有罪の判決を下す。

刑の種類には死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料があり、附加刑として沒收がある。刑罰は法律に根據がなければこれを科することが出来ない。民事の裁判が成文法も慣習もないときは、條理に依り得ることと趣を異にしてゐる。事件が犯罪とならないときは、無罪

の判決を下す。無罪の言渡を受けた被告人は、刑事補償法に依る補償を受けることが出来る。免訴の場合も亦同じであつて、いづれも冤罪のために苦しむ者を救濟する趣旨である。刑事の判決に對しても控訴・上告をなすことが出来る。有罪の判決が確定すればこれを執行する。罪が軽く、且その情狀が宥恕すべきものであるときは、執行猶豫の判決を下す。猶豫期間を事なく経過すれば、刑の言渡はその效力を失ふ。又刑の執行中でも改悛の情が著しいときは、假出獄を許すことがある。

裁判は絶対であつて、確定した判決を變ずることは出來ない。獨り天皇の御恩恵によつてのみ、刑の全部又は一部を赦免せられることがある。これが恩赦である。

恩 赦

刑 罰

國家の安寧と國民の福祉とを保持すべき裁判所の使命はまさに重い。しかもこの重責を全うするには、國民の協力に俟つところが少くない。裁判所に現れる事件は概ね社會の出來事である。これに接觸する國民一般が、司法の使命を解せず、これに協力することを忌避するやうでは、裁判所は徒らに奔命に疲れることになるであらう。司法に協力することは、立法・行政に與るのと同様、翼賛の一端であつて、立憲治下の國民たる者の本分である。

司法に協力する道も一つではない。或は犯罪を告發し、或は現行犯人の逮捕をなすが如く、檢察に協力する場合もあり、證人・陪審員となつて裁判に協力する場合もある。又調停委員として調停に協力し、犯罪を未然に防ぐため、少年・釋放者等の保護事業に盡力するなど皆これに屬する。その接するところが往々社會の暗黒面であるので、これらの責務を忌避する者があるが、それは國民たる。

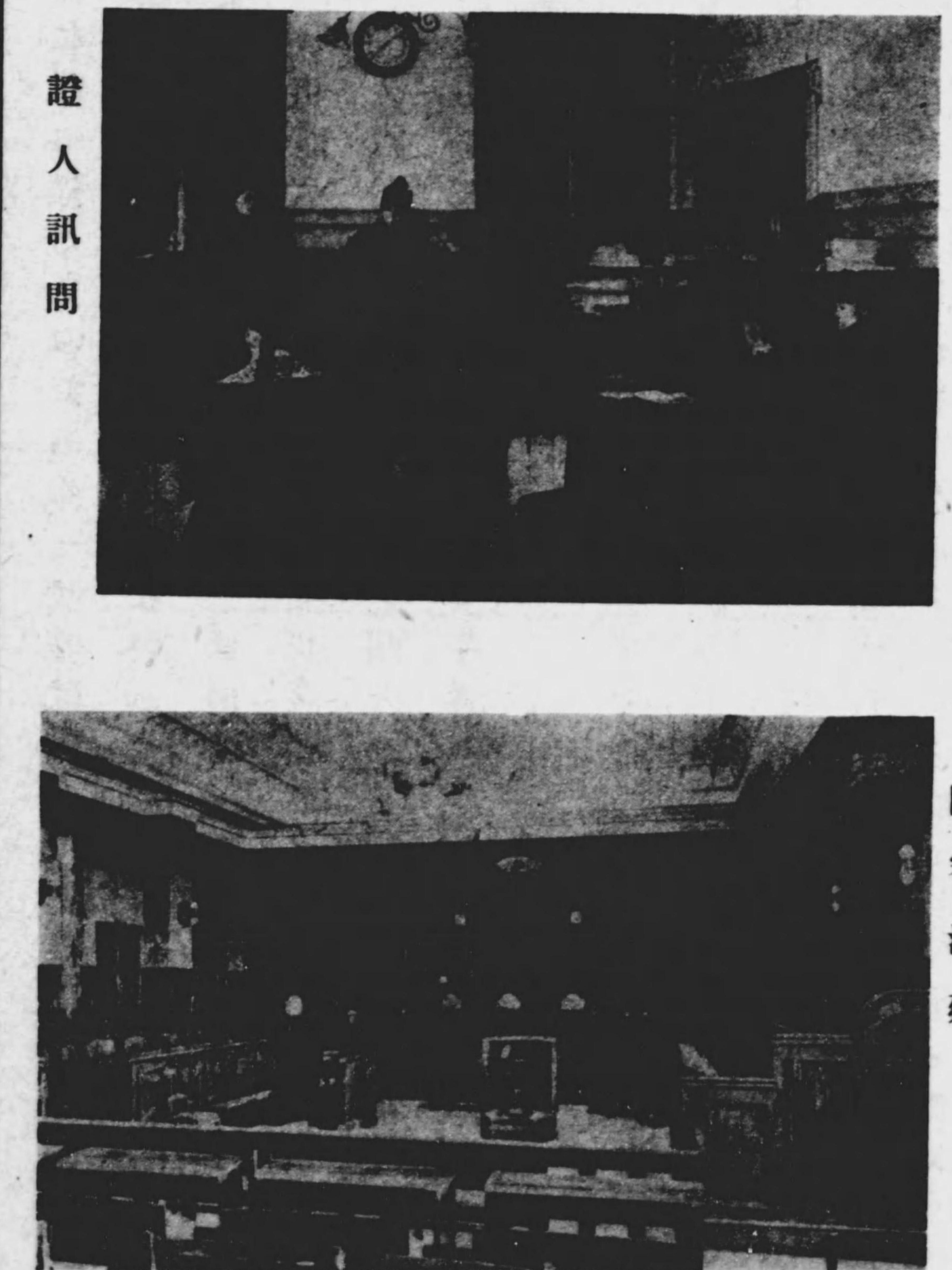
る本分に背くものである。我等は進んでこの事に當り、世の中を明朗ならしめなければならぬ。それには公正無私の精神が肝要である。昭和十四年十月一日司法部職員に賜はりたる勅語に「事ニ司直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ恪勤奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコトヲ期セヨ」と仰せられてあるのは、裁判官ばかりでなく、司法に協力する者のひとしく守るべき御訓である。

證人義務

證人は裁判の資料として事實を證言する者で、民事に於ても刑事に於ても、その證言は證據調の主なもの一つとなつてゐる。隨つて若しそれが虛偽であつたならば、その及す害は恐るべきものがある。されば證人を訊問するに當つては、良心に隨ひ眞實を述べ、何事とも默祕せず又何事とも附加せざる旨を嚴肅に宣誓せしめる。證人となるのは國民の義務の一つであつて、故なくこれ

を拒むことは出來ない。

陪審法廷



證人訊問

陪審

陪審は刑事訴訟に於ける事實の判断に就いて國民が裁判に參與するものである。元來裁判は先づ事實の判断をなし、然る後に法律を適用するのが常である。事實の判断は、必ずしも裁判官のみが特に堪能であるとは限らない。一般人の常識が却つて正鵠を得てゐる場合も少くない。これが、裁判に當つて一般人の中から陪審員を選定して陪審を構成し、その答申に基づいて事實を判断し、以て適切な判決を下す制度を設けた所以である。

現行法で陪審を認めてゐるのは地方裁判所の第一審の刑事事件で、比較的重い罪に該當するものに限る。陪審に付した事件の判決に對しては控訴をなすことが出來ない。たゞ法律の適用に就いて上告をなし得るに止まる。蓋し事實の判断に就いては、陪審の評議に付して、既に慎重な審理を盡くしたからである。

陪審は十二人の陪審員から成る。陪審員は帝國臣民たる三十

調停

歳以上の男子で、引續き二年以上同一市町村内に住居し、引續き二年以上直接國稅(地租・分類所得稅・營業稅等)三圓以上を納め、読み書きをなし得る者であることを要し、豫め作製した陪審員候補者名簿中から抽籤して選定せられる。陪審の評議は、裁判所の事實の判断の資料となるものであるから、陪審員は公平無私的心構が必要であるので、良心に従ひ公平誠實にその職務を行ふべきことを宣誓しなければならない。

調停は訴訟によらずに、互讓の精神を以て争を解決する方法の一つで、動もすれば多くの費用と時日とを要し、且相互に不快の感情を残す傾のある訴訟の短所をよく補ふものである。裁判所の主管する調停には、借地・借家調停・小作調停・商事調停・金錢債務調停と、家庭の事件の圓満な解決を圖るために制定せられた人事調停とを合はせて五種ある。調停手續は原則として当事者の申立によ

保護事業

つて開始する。調停には裁判所自ら調停する場合と、裁判所が調停委員會を開いて調停せしめる場合とがある。調停委員會は判事の中から選任せられた調停主任と、調停に適當な者として裁判所が豫め選任した者、又は當事者の選定した者の中から指定せられた調停委員とから成る。調停が成立したときは、確定判決と同様の效力を生ずるので、調停委員に指定せられた者は裁判に臨むと異なる心構を以て事に當るべきである。

犯罪を未然に防ぐのは、これを既遂に罰するのに勝ることはいふを俟たない。未然の防衛の根本策は不良な少年を根絶するにある。しかも未來のある少年に對し、徒らに刑罰を以て臨むのは適切でないから、十八歳未満の少年に對しては、原則として刑事處分によらないで、保護處分を用ひる。即ち刑罰法令に觸れる行爲をなし、又は觸れる行爲をする虞のある少年に對し、刑罰外に於て

改過遷善の方法を講ずるのである。

犯罪の防止は少年保護をその根本策とするが、成人に對する手段も開却してはならない。殊に釋放者は世間から疎外せられる場合が多いため、重ねて罪を犯す虞があるから、これを保護して再び過ながらしめることが肝要である。罪を憎んで人を憎まない温情を以て輔導することは、實に釋放者保護の要諦で、これを目的としてゐる保護團體も少くない。司法保護事業に對しては、畏くも皇室から多額の御内帑金の御下賜があり、政府も保護事業を目的とする團體の指導・監督・助成を圖り、又全國に亘つて適任者を選んで司法保護委員を任命するなど、ひたすら司法保護の完璧を期してゐる。

第十章 國政の運用と我等の責務

第一節 國運の隆昌と政治

我等は國體の本義に基づいて、我が家、我が郷土、我が國家の一員として踐るべき道を學んだ。今本學年の終に當り、我が國運發展の跡に鑑みて、更に深く我等の責務を反省したい。

我が國は肇造の極めて舊い國であつて、しかも日に進み日に新なる國である。我が家も我が郷土も古い傳統を生かしながら、國と興隆の氣運を俱にしてゐる。かくて皇運はいや榮えに榮え、國威は四海に光被し、我等は曠古の盛世を目の當りに見るのである。世界には富強の國も少くないが、我が國の如く國勢が伸張してやまない國は稀である。富源のみが國の繁榮の基ではない。我

國運の隆昌と天皇の統治

が國運隆昌の根源は、實に萬邦無比の國體にある。御稜威に基づく政こそ我が國を今日あらしめた主因である。政治が如何に國運の消長に深い關係があるかは、各國の興亡の歴史を繙けば、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。殊に我が國の統治は、權力に基づく他國の政治とはその撰を異にし、本來祭祀と相通する神聖な大御業である。臣民がよく一致團結して忠實勤勉、國政に貢獻したことも、結局御稜威を仰いで感奮興起した結果に外ならない。

御歴代の天皇が、國運の隆昌に如何に大御心を注がせ給うたかは申すも畏いことである。特に國家發展の秋に當つて、常に臣民に率先して隆運を啓かせ給うたことは、我が歴史に於て極めて顯著である。遠くは神武天皇の御創業、やゝ下つては大化の革新、近くは明治天皇の御鴻業等枚舉に遑がない。國威の最も揚つた時は即ち天皇御親政の時である。固より武門が權勢を恣にした時

代に於ても、國家萬民を念はせ給ふ大御心には少しも渝らせられることがなく、龜山上皇が御身を以て國難に代らせ給はんことを伊勢の神宮に祈らせられ、後奈良天皇が疫癆に悩む民草を憐み給うて、親しく寫經の功德を積ませ給うた御事どもは、我等臣民の深く感銘し奉るところである。權門・武家の專横によつて政治が軌道を逸したこともあるが、やがては正道に復することの出來たのは、畢竟皇室が儼としてましまし、不易の中心であらせられてゐたからであつて、國體の搖ぎないのも、國運の發展してやまないのも、皆御稜威の然らしめるところである。

神武天皇は「夫れ大人の制」を立つ、「義必ず時に隨ふ」と仰せられ、時勢に適應して進む皇謨を夙に昭示あらせられた。世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ給うた立憲の皇猷は、最もよくこれを顯現し給うたもので、我が國が東亞の盟主として世界に乘出すべしに至

つた近因も、主としてこゝに存する。五箇條の御誓文に示し給うた國是といひ、欽定の憲法といひ、教育に關する勅語といひ、皆我が國運發展の本源たらざるはない。時代の思想は必ずしも常に統一せられてゐたとは限らない。國內の摩擦相剋も皆無であつたとはいへない。それにも拘らず國運が一路躍進を續けてやまないのは、上に皇室がましますからである。

思うてこゝに至るとき、生を我が國に享け、興亞の大業に參じてゐる我等は、皇國のいや榮えに榮えることにいよく、感激の念を深くするのであつて、眞心を盡くして皇運を扶翼し奉り、國運未曾有の發展に貢獻することは、我等衷心の念願である。

第二節 遵法と奉公

大政を翼賛し奉り、國運の發展に貢獻する道は限りがないが、こ

神遵法の精

れを一貫して寸時も忘れてならないことは、遵法と奉公との精神である。文武天皇の宣命に「天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる國法」を過ち犯す事無く、明き淨き直き誠の心を以て、御稱み稱みて緩み怠る事無く、務め結りて仕へ奉れ」と昭示し給うた遵法奉公の道は、不滅の眞理であつて、殊に憲政治下の臣民として、深く聖旨を肝に銘じなければならぬところである。

法は一般に國家・社會の秩序を規律するものであるが、我が國憲法は皇祖皇宗の御遺訓を明徵にせられた大法であり、爾餘の國法もその敷衍に外ならない。即ち我が國憲・國法は神勅に淵源し、御稟威に基づく。隨つて國憲を重んじ國法に遵ふのは、たゞに國の秩序を保つばかりでなく、大御心に隨順し奉る所以である。聖旨に副ひ奉つて始めて忠誠の道は通じ、國に秩序が保たれて始めて國運の發展は期せられる。

務我等の責

違法は忠節の始であるが、皇運扶翼の道はそれに盡きるものではない。我等は國憲・國法の本源と仰ぐ大御心に歸一し奉り、進んで奉公の誠を盡くすべきである。奉公は君國に奉ずる所以の道であつて、その様相は各自の身分・職業等によつてそれゝ異なるが、我等の一舉一動は悉くこの道の發露でなければならない。身を立て家の繁榮を圖るにしても、自己を本位としたのでは皇國民の本分に反する。君國のために一身を修め一家を齊へるところに、我等御民の眞面目がある。この心構があればこそ、郷土の住民としては己を忘れて公共に奉仕し、國民としては一身を捧げて國事に盡瘁することが出来るのである。

沒我奉公の精神は、我が國民傳統の美風であるが、古の一般の公民は大政輔翼の光榮に與ることは出來なかつた。然るに翼贊の道の廣められた今日では、輔翼の重責は國民のひとしくこれに任

するところである。今や東亞新秩序建設に邁進すべき重大時局に直面し、内に於て國本に不拔に培ふ必要はいよいよ一切なるものがある。我等は一切の私情を抛ち、協心戮力、以て萬民輔翼の實を擧げ、官民一體となつて興亞の大業を成し遂げなければならない。それには先づ私見を捨て、國體に基づいて不磨の大典の眞義を得し、我が國政の本領の發揚に貢獻することが肝要である。まして國民の中堅として國家の將來を雙肩に擔ふ我等は、青少年學徒に賜はりたる勅語に示し給うた聖訓のまゝ、各々その本分を盡くし、一意專心、文を修め武を練るの間に、よく立憲の本義に徹して舉國翼贊の體制に參ずる素地を養ひ、以て負荷の大任を全うすることに努めなければならぬ。これ我等昭代の公民として皇恩の萬一に報い奉る所以である。

明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり遠つみおやの神のをしへを

中學公民書 上卷 [終]

昭和十六年四月十八日印刷

昭和十六年四月廿五日發行

中學公民書 上卷

定價 金五拾參錢

著作權者 文 部 省

東京市神田區小川町三丁目八番地

發行者 教學圖書株式會社

代表者 專務取締役

森

下

松

衛

印 刷 者

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

青

木

弘

印 刷 所

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

大日本印刷株式會社

發行所

教學圖書株式會社

東京市神田區小川町三丁目八番地

電話 神田三一〇二番
振替口座 東京九六四九二番

